

発行

長野県企画部生活文化課 NPO活動推進室

〒380-8570 長野市大字南長野字幅下692-2 県庁東庁舎1階

TEL 026-235-7189 FAX 026-235-7258

URL <http://www.pref.nagano.lg.jp/kikaku/npo/menu.htm>

Eメール npo@pref.nagano.lg.jp

インフォメーション - 県からのお知らせです -

「NPO法人設立講座・個別相談」の受講者を募集しています

皆さんのお近くの県合同庁舎を会場に、NPO法人の設立講座・個別相談を実施しています。

わかりやすい手引きを教材に、県の担当者が疑問にお答えしますので、是非ご参加ください。詳しくは、県ホームページ (<http://www.pref.nagano.lg.jp/kikaku/npo/menu.htm>) をご覧下さい。

○対象者

NPO法人を立ち上げて社会貢献活動を行いたい方
新たにNPO法人の活動に参加された方 等

○内容

①設立講座

- ・NPO法人の設立
- ・市民による社会貢献活動
- ・特定非営利活動促進法（NPO法）の趣旨
- ・運営上の留意事項

②個別相談

NPO法人設立に関する個別相談

「NPO法人を立ち上げて社会貢献活動を行いたいけれど…」
設立の手順はどうするの？
法律や社会の決まりは何だろ？
ミッションが重要だつて聞きたいけれど、どんなことなの？



○開催日時・場所 午後1時30分～午後3時00分

会 場	開催日	申込期限
長野県木曾合同庁舎	10月18日(月)	10月14日(木)
長野県大町合同庁舎	11月8日(月)	11月4日(木)
ボランティア交流センターながの	毎週水曜日	実施日の前日

○申込方法

会場・開催日・氏名・連絡先・個別相談を希望する場合は相談内容について、NPO活動推進室までFAX、電子メール又は電話のいずれかにより申込み下さい。

「コミュニティビジネスの仕組みによる起業セミナー」の受講者を募集しています

社会貢献という使命感を満ち、かつビジネスとしての報酬を得るといふ、新しいNPOの仕組みである「コミュニティビジネス」について、その手法を学ぶセミナーです。詳しくは、県ホームページをご覧ください。

○対象者

コミュニティビジネスの仕組みによる起業を目指す方
第1回、第2回両日参加できる方
*先着20名で募集を締め切ります。

○セミナー内容

講師：中小企業診断士 滝澤恵一 氏
《講義テーマ》

- | | |
|------------|---------|
| 第1回目 | 第2回目 |
| ・経営の志と経営理念 | ・事業の推進 |
| ・生存領域 | ・販売受注活動 |



○受講料 無料

○開催場所 松本市民活動サポートセンター

○開催日時

区 分	開催日時
第1回目	10月12日(火) 午後1時30分～午後4時40分
第2回目	10月26日(火) 午後1時00分～午後4時40分

○申込方法

10月5日(火)までに、参加申込書に必要事項を記載のうえ、NPO活動推進室まで郵送、FAX又は電子メールのいずれかにより申込み下さい。

「県政タウンミーティング」を 10月23日(土)長野市で開催します

阿部知事が「NPO等市民活動と行政との協働」をテーマに県民の皆様と意見交換を行います。詳しくは県HPをご覧ください。

(URL <http://www.pref.nagano.lg.jp/soumu/koho/kurumaza/town221023.htm>)

◇問合せ先 広報課広聴係
026-235-7110

「社員の子育て応援宣言！」の 登録企業を募集しています

県HPで登録企業の「働きやすい職場環境づくり」の取り組み内容を紹介しています。

(URL <http://www.pref.nagano.lg.jp/syokou/roko/ryoritsu/touroku1.htm>)

◇問合せ先 労働雇用課勤労者支援係
026-235-7118

「信州・森林づくり応援ネットワーク」 への登録会員を募集しています

本年度、長野県魅力発信ブログに開設した標記ブログでは、NPOや林業事業体等が実施する森林・林業に関する講座やイベント等の情報を紹介しています。

(URL <http://mori.nagano-ken.jp>)

◇問合せ先 森林政策課企画係
026-235-7261

目次	インフォメーション	1	新NPO法人紹介	6
	知っておきたいNPOの運営①	2, 3	市民活動支援センターに行ってみよう	7
	地域の課題をNPOと一緒に取り組んでいます	4	「ボランティア交流センターながの」からのお知らせ	8
	定款変更には、所轄庁の認証が必要です!	5		

知っておきたいNPOの運営 ①

~ちよつと“めんどろ”
なことはかり…!?~

何かとやることの多いNPO法人の運営、その段取りは分かっているつもりでも実は間違えていたり忘れていたり…。

そんな運営の基本を確認するために、セミナーの講師を務めた NPO法人長野県NPOセンター事務局長 菊池明弘さんに、2回にわたり、「NPOの運営のポイント」をお聞きしました。



NPO法人に運営上求められる事柄は、特定非営利活動促進法に明記された報告義務の他に、組織として最低限必要とされることや助成金・補助金の提供団体から求められるもの、活動実態により外部から求められる内容など様々です。

今回は、NPO法人NPO会計税務専門家ネットワーク (<http://www.npoatpro.org/potal/>) がまとめた、「NPO法人の監事の監査チェックリスト」を参考に、法人運営上、特に重要と思える点をまとめてみました。

内容やどの部分が自身の法人に適用するかについて、監事も含めて理事会などで話し合みましょう。

NPO法人の運営上、とかく問題になる点

▶ ミッション —— 社会的使命 (法人の活動理念)

定款に記載されている活動目的を、法人全体でミッションを共有するため、“スローガン”的なミッションを事務所の壁に掲げることをお勧めします。

▶ ガバナンス —— 組織が自らを健全に統治すること

事務局を中心とした組織運営に関して、理事会や総会がきちんと機能しているか、対外的にも問われます。

▶ コンプライアンス —— 法令遵守

「世のため人のため」の活動であっても、法律や社会常識を逸脱することは許されません。

▶ 会計処理の透明性 —— 情報公開

会費や寄付金などいろいろな形でサポートしている人達をはじめ、広く社会の人々に理解・共感され、支持・参加を得るために、事業報告や会計報告をわかりやすく積極的に公開する義務があります。

▶ 労務管理や就労者への補償 —— 雇う側と雇われる側

“NPOだから”との理由は一切通用しません。仮にボランティアを受け入れる場合にも、最低限の保証について考慮する必要があります。

▶ 会員や寄付者 —— 説明責任と継続支援

NPO法人となった以上、ミッション達成のために活動を継続することを求められます。

したがって、人的な支援や寄付などの資金提供などの協力についても、継続されることが重要です。



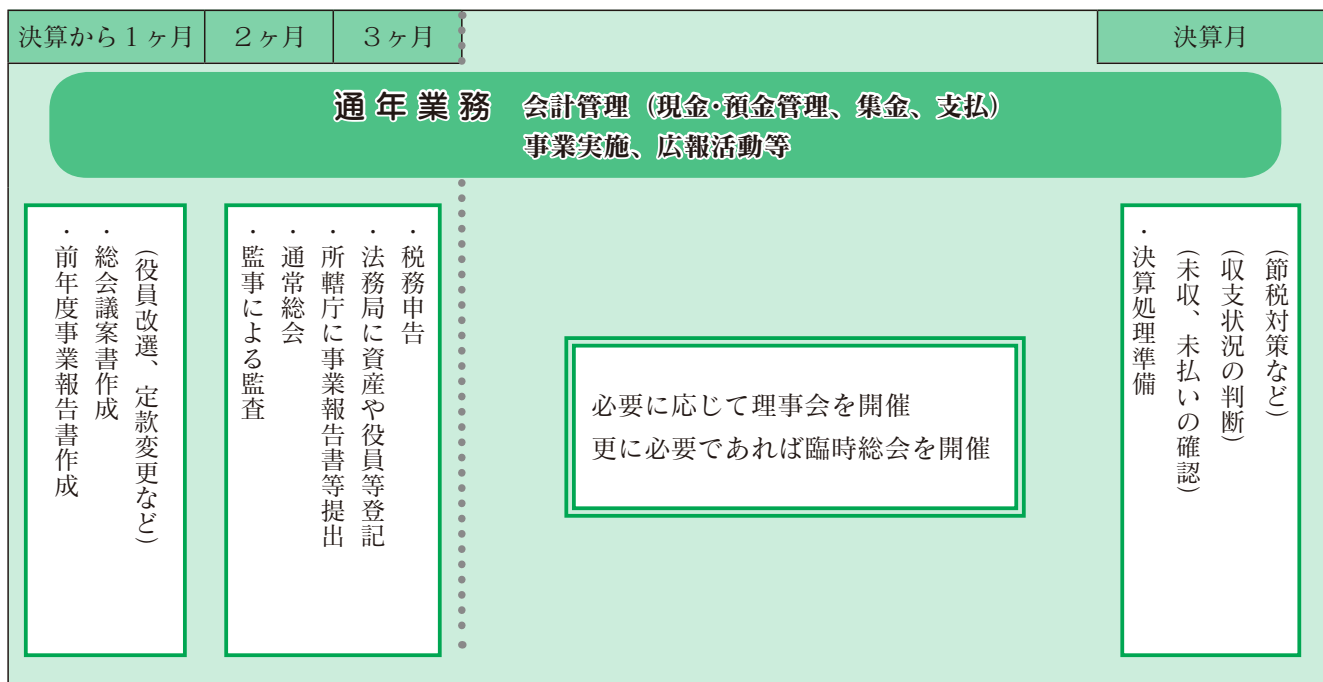
まずは定款を読みましょう

法人の運営に関する取り決めは、そのほとんどが定款に記載されています。

ぜひ、この機会にもう一度、定款の確認をお勧めします。

また、疑問に思う点や、運営上支障がある記述については、定款の変更を含め、理事会等で話し合う必要があるかもしれません。

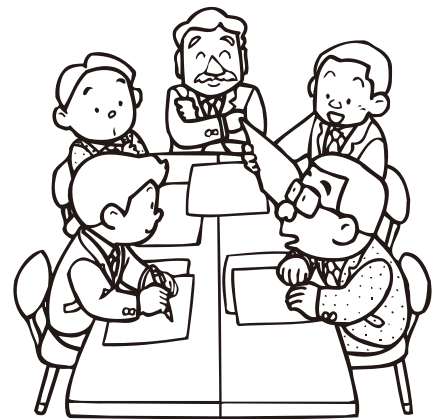
※ 「NPO法人の監事の監査チェックリスト」はNPO法人NPO会計税務専門家ネットワークホームページ (<http://npoatpro.org/kaikeitools/audit.pdf>) よりダウンロード可能です。



業務監査について

I. 社員総会

前年度の事業報告ならびに会計報告について、通常総会に先立ち監事による監査が実施されていなければなりません。みなさんの法人はいかがでしょう？ また、通常総会の議事は、大きく分けて事業年度の総括のみの場合と、これに加え役員改選期の場合、定款変更など法人の根幹を審議する場合があります。スムーズに総会を運営するうえでも、開催前に代表者や議長予定者と打ち合わせを行うと良いでしょう。



II. 役所への届出

1. 所轄庁（長野県又は内閣府）

事業年度終了後3ヶ月以内には、事業報告書等を出しましょう。（「督促が届いてからでも…」は避けましょう）

2. 法務局

役員改選（再任を含む）や資産の変更があった場合には登記が必要ですので、毎年、法務局に出かけるものと認識していた方が良いでしょう。登記を怠ると罰金（過料）の命令が届きますので気を付けてください。

また、今年から法人の登記手続きが県内各地の支局では出来なくなりましたが、郵送による手続きは可能です。

3. 長野県税務課・市区町村税務担当部署

法人住民税の申告もしくは減免申請と、償却資産がある場合等の税務手続きはお忘れなく。

4. 税務署

税法上の収益事業を行っていないNPO法人であっても、スタッフの給与や講師への謝金などを支払っている場合には、源泉所得税の徴収・納付が必要です。

以前に「NPO法人は非課税」と勘違いしていて税務申告を全くしなかったため、さかのぼって過去5年分の追徴課税を支払ったNPO法人や、運転資金の借り入れを銀行に申し込んだところ、「脱税している法人には融資できない」と断られた例もありました。

5. 社会保険事務所・労働基準監督署・職業安定所

有給の職員がいる場合は社会保険や労働保険の加入をお忘れなく。また、雇用に際しては就業規則や賃金規定の作成、就労者と労働条件等について契約書进行を交わすなど、一般企業と同じように雇用主としての対応が求められます。

地域の課題をNPOと一緒に取り組んでいます



長野県では、地域の課題や多様なニーズに対応して、市民の意見を反映したきめ細かな公益サービスを提供し、市民が主体となった地域社会を実現するため、NPOや市民団体との協働により事業を行っています。

平成21年度、22年度に実施した127事業の中から2事業について紹介します。

実施事業の一覧は県のホームページ (<http://www.pref.nagano.lg.jp/kikaku/npo/menu.htm>) でご覧いただけます。

(平成21年度事業)

◆ チャイルドライン支援事業 ◆

企画部生活文化課が担当しています

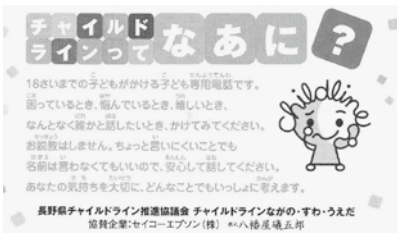
事業の内容

「チャイルドライン」事業とは、全国統一フリーダイヤル0120-99-7777にかかってくる子どもたちの声を聞き、その気持ちに耳を傾ける活動です。現在、長野県では長野県チャイルドライン推進協議会の3つのNPO団体（チャイルドラインながの・チャイルドラインすわ・チャイルドラインうえだ）が、月～土曜日の16:00～21:00に電話を受けています。

県では、チャイルドラインの運営に要する経費に助成しているほか、県内すべての子どもたちにチャイルドラインの広報カードを、学校を通じて配布しています。

事業の成果

平成21年度には、県内で11,037件もの子どもの声が寄せられました。受信件数は全国の中でも多く、子どもたちの間でも「チャイルドライン」の存在が身近になってきていると思います。また、協議会では、電話を受ける「受け手」を増やすための養成講座を行うなど、運営体制の充実を図っています。



これからの取り組み

実際に子どもたちの話を聞く「受け手」やその「受け手」をフォローする「支え手」の数はまだ十分とはいえないため、「受け手」養成講座や講演会、学習会を開催するなど、子どもに対する理解を深め、支援の輪を広げていきたいと考えています。今、子どもたちの状況はどうなのか、電話を通して聴いた声を社会にどう伝えていくのか、どんな支援が必要なのかを、視野に入れて活動に取り組めます。

(平成22年度事業)

◆ ふれあい自然体験活動推進事業 ◆

教育委員会事務局文化財・生涯学習課が担当しています

事業の内容

今年度、望月、阿南両自然の家で8月3日（火）～7日（土）の4泊5日の日程でふれあい自然体験キャンプを行いました。このキャンプは、小中学生を対象に、学校・家庭とは異なる環境の中で、長期の自然体験や共同生活体験を通して、自主性、社会性等「生きる力」の育成を図る事業です。

チーム'95（信州大学、長野県短期大学、長野大学、上田女子短期大学の学生から成るボランティアサークル、1995年結成）の学生スタッフが主体となって、参加児童生徒と寝食を共にしながら子どもたちを支援します。

事業の成果

比較的年齢の近い学生が、スタッフとして児童生徒の面倒を見ることで、学校とは違う雰囲気の中でキャンプを実施することができました。児童生徒は、素直に学生スタッフに接することができ、コミュニケーション能力の向上にもつながりました。また、学生スタッフの中には、教職や福祉関係に就職を希望する者も多く、学生スタッフ自身も実際に子どもたちと触れ合うことで人間的にも大きく成長する機会となりました。

学生スタッフの献身的な活動は、参加した児童生徒や保護者から大いに評価されています。



みんなで協力して、野外炊飯用の火を熾しています。

これからの取り組み

ふれあい自然体験キャンプは、平成7年に望月少年自然の家で始まって以来、今年で16年目となりますが、常にチーム'95の多くの学生スタッフにより運営が支えられてきました。しかしながら、近年の社会情勢の変化等により、必ずしも十分な学生スタッフの参加が見込めない状況となり、従来どおりの運営が非常に厳しくなってきました。

このキャンプの目的を変えずに、キャンプのプログラムを見直しながら、今後とも児童生徒が、元気で笑顔で過ごし、心に残るようなキャンプが実施できるよう検討していきたいです。

定款変更には、所轄庁の認証が必要です！

◆定款の変更は、所轄庁の認証を受けなければその効力が生じません！

定款変更の手続きに係る所要期間は、所轄庁が書類を受け付けてから最大4ヶ月間かかりますので、事業を円滑に実施するため、計画的に手続きを行ってください。

なお、登記事項の変更を伴う場合は法務局への届出が必要となりますのでご注意ください。

*定款変更の申請及び届出に伴う提出書類については、下記の「各種申請・届出書類の一覧」をご覧ください。

【定款変更認証の手続き方法】

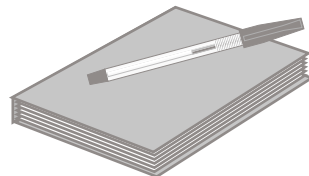
- ①社員総会の議決
(議決後速やかに)
- ↓
- ②所轄庁への認証申請
(4ヶ月以内。うち2ヶ月は縦覧期間)
- ↓
- ③認証
(認証書が到達後、速やかに)
- ↓
- ④所轄庁へ新しい定款(写し)を1部提出
(認証書が到達後、2週間以内)
- ↓
- ⑤法務局での登記手続き
*登記事項を変更する場合のみ

ただし、次の軽微な事項については、認証を受けることなく変更が可能です。
所轄庁へは総会議決後の届出のみとなります。

◇軽微な事項

- ①事務所の所在地
(長野県内で変更した場合)
- ②資産に関する事項
- ③公告の方法

※事務所の所在地を変更した場合は、法務局への届出も必要ですのでご注意ください。



◆定款内容を定期的に確認しましょう。

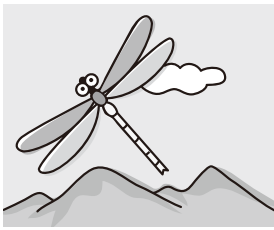
- ①ミッションは役員等で共有化されていますか。
- ②今の活動は、ミッションに沿って行われていますか。
- ③ミッションが、今の社会的課題に沿ったものとなっていますか。

法人の目的や運営のルールをまとめた定款を定期的に確認し、ミッションの実現や円滑な事業運営をしましょう。

◆各種申請・届出書類の一覧

区 分	提 出 書 類	提出期限	法務局への届出
事業報告書等	①事業報告書等提出書 ← 4月から新たに必要になりました ②事業報告書 ③財産目録 ④貸借対照表 ⑤収支計算書 ⑥前事業年度の役員名簿 ⑦前事業年度の社員のうち10人以上の者の名簿 【前事業年度に定款変更をした場合は以下も提出】 ⑧記載事項に変更のあった定款 ⑨定款の変更に係る認証に関する書類(認証書)の写し ⑩定款の変更に係る登記に関する書類(登記事項証明書)の写し	事業年度終了後 3ヶ月以内	資産総額の変更があった場合 (事業年度終了後、2ヶ月以内)
役員の変更等の届出	①役員変更等届出書 【新任の場合は以下も提出】 ②就任承諾及び誓約書(謄本) ③役員住所又は居所を証する書面として条例で定めるもの (住民票等の原本、写しは不可)	変更後速やかに	理事の変更(再任も含む)があった場合 (変更後、2週間以内)
定款記載事項の変更認証申請 (事務所・資産・公告を除く)	①定款変更認証申請書 ②定款変更を議決した社員総会の議事録 ③変更後の定款 【事業内容を変更する場合は以下も提出】 ④2年度分の事業計画書 ⑤2年度分の収支予算書	定款変更しようとする場合	登記事項に変更があった場合 (変更認証後、2週間以内)
定款記載事項の変更届出 ①事務所の所在地 ②資産に関する事項 ③公告の方法	定款変更届出書	変更後速やかに	事務所所在地の変更があった場合 (変更後、2週間以内)

* 様式については、県ホームページ (<http://www.pref.nagano.lg.jp/kikaku/npo/menu.htm>) の「特定非営利活動法人の設立・管理・運営の手引き」から、ダウンロードできますのでご利用下さい。



新NPO法人 紹介

5月から8月までに新たに設立した19法人を紹介します。

県内のNPO法人の情報については、

県ホームページ (<http://www.pref.nagano.lg.jp/kikaku/npomenue.htm>) でご覧いただけます。

名称 (設立年月日)	目的 (主たる事務所の所在地)
ウェルフェアさくほ (平成22年6月16日)	障害者が地域で自立生活できる社会の実現を図るため、障害者の自立支援に関する事業や障害者が暮らしやすいまちづくりに関する事業を行い、ノーマライゼーション社会の実現に寄与する。 (〒384-0613 南佐久郡佐久穂町大字高野町387番地3)
スポーツリゾートすかだいら (平成22年8月16日)	菅平高原地域で培われてきたスポーツを中心とした文化を再認識し、スポーツを中心に育んできた地域文化の未来への展開を図るために、スポーツ指導者の育成サポート事業及び、菅平高原地域の人々及び菅平高原来訪者を対象に、スポーツの楽しさと感動を提供する事業やスポーツを通じた子どもの健全育成と高齢者の生涯スポーツを提供する事業を行う。併せて、高原地域独特の文化を活用した事業を行うことにより、菅平高原全体の活性化に寄与する。また、企業・団体や各地域のスポーツ保養地として連携を図ることで、新たな人的交流を産み出すとともに、当該地域における緊急災害時の救援受入体制も整備することで、広域連携による健全な地域社会づくりを目指す。 (〒386-2204 上田市菅平高原1223番地1751)
ベースボール長野 (平成22年6月14日)	県下の野球関係者に対して、海外・県外のチームとの交流を図るとともに、野球の普及振興に関する事業を行い、国際理解の助長、体力向上、人格形成に寄与する。 (〒392-0131 諏訪市大字湖南4172番地)
調和の響きエコツーリズムネットワーク (平成22年6月21日)	茅野市の一般市民や観光業に従事する人々及び観光を利用するすべての人々に対して、地域の自然資源や文化・歴史を生かした地域の自律的な活動を持続的なものとすると同時に身体と心をリフレッシュするために訪れるすべての人々の交流と共生を支援する事業を通じて、茅野市の地域活性化と観光振興に寄与する。 (〒392-0211 茅野市湖東1844番地71 三井の森いずみ平10-14-8)
きぼうのにじ (平成22年7月27日)	意欲ある地域住民が主体的・積極的に様々な地域福祉や環境問題などにおける課題に取り組み、問題解決を図っていくための仕組みを構築し、地域公共サービスの維持・向上を図り、多様化する住民ニーズに対してきめ細かく対応しながら、安心して生活できる支え合いの基盤を整備することで、更なる地域の活性化を目指し、広く公益の増進に貢献する。 (〒397-0001 木曾郡木曾町福島1921番地10)
レインマンファミリー (平成22年7月1日)	知的障害者、特に自閉症、発達障害、などの障害を持つ人達を中心に、社会あるいは地域の一員として生活出来るよう支援するとともに知的障害を持つ人達の保護者や家族を支援する。他の福祉団体とのネットワークを築き相互の協力関係や情報交換などを行う。もって社会福祉の増進に寄与する。 (〒390-0221 松本市大字里山辺御堂堰17251番1)
ローカル・コミュニティ (平成22年6月29日)	誰でも安心・安全な住みやすい地域づくりを目指し、地域住民に対し、日頃から「優しさ」と「思いやり」のあるコミュニティの創出と災害にも強いまちづくりに向け、ボランティアの育成・啓発など平常時から緊急時にも対応できるような様々な支援活動を行うと共に、災害時に要援護者になりうる高齢者や障害者等を支援者団体や当事者団体及びボランティア等とのネットワークを構築し、一人ひとりが地域の主役として生活できるよう支援するもの。また、芸術・文化・スポーツを通して子供の健全育成を図る。 (〒390-1520 松本市安曇1775番地1)
人形劇団やまんば (平成22年8月20日)	子どもたちをはじめ広く市民に対して、郷土の歴史と文化を取り入れた民話を中心とする人形劇等の上演を通して、生の文化に触れる楽しさを提供し、地域文化の向上・子どもの健全育成に寄与する。 (〒399-0011 松本市寿北6丁目7番10号)
イベント集団クール・ド・ユイ (平成22年6月15日)	自分のもっている芸やパフォーマンスを「見せたい人」と、そのようなものを「観たい」多くの人達を様々なイベント、パフォーマンス等を通じて結びつける役割をする。それを通して多くの人達に「笑い」、「喜び」、「楽しみ」等の明るさ、心の豊かさを提供し社会の活性化や住民の福祉の向上等を図る。 (〒399-0746 塩尻市大門並木町9番24号)
安曇野市天蚕振興会 (平成22年7月20日)	天蚕の飼育、繅糸、加工、機織の技術継承と振興を目指し、天蚕繭、天蚕生糸の安定生産・供給と同時に、天蚕が持つ優れた光沢性、保湿性、保温性、抗菌性を有効に利用した異種品目と組み合わせさせた新たな商品開発を行い、呉服のほかに新たなアパレル商材の開発に取り組み、天蚕の新たな価値を再定義するとともに、「安曇野・穂高天蚕糸」を日本の貴重、希少な商材として、伝播、時代継承させる。 (〒399-8301 安曇野市穂高有明3618番地24)
マイトリー虹 (平成22年7月5日)	心の病や人生の困難のために社会から「ひきこもる青年」たちに対して、医療と教育の両面からその心に働きかけ就労などの社会的生産活動へと導くために、単に医療支援や教育的訓練を行うだけでなく、産業と福祉との連携のなかで支援環境を創り出し、青年および関わる人々が生涯に亘って自己を学び、如何に人のために自分を役立たせるかと言う福祉的活動の支援に関する活動を行い、もって人々の生涯学習に貢献する。 (〒399-8301 安曇野市穂高有明7607番地3 意識教育研究所内)
エコライフ・プロジェクト信州 (平成22年5月31日)	中高年齢者及び次世代を担う会員が主体となり、会員が有する多様なスキル、ノウハウを活用し、地域社会のなかで環境保全、健康長寿、情報通信等に関する各種施策を展開することにより、日常生活の中での環境保全への取り組み、健康で安全、安心し生活できる社会の構築、地域での生活に役立つ携帯電話を活用した情報通信施策の展開等の事業を行い、地域の人々が健康で安全、安心な生活が出来るよう地域社会の活性化を図る等、地域密着型の施策を展開する。 (〒380-0813 長野市大字鶴賀緑町1116番地3)
まめつてえ 鬼無里 (平成22年6月16日)	自然に恵まれた鬼無里での地域住民の自然との共生、奥花村の森林を中心に癒しを求めて訪れる人々との交流を通じて地域の活性化と観光振興に寄与する。その実現のため鬼無里地域の農林業の振興、遊休農地や里山の再生並びに活用に関わる活動を通じて、自然エネルギーによる持続可能な循環型環境社会の構築を目指し、地域資源の活用を図る。地域の歴史・伝統・文化に関わる活動に参画し、スポーツ等を通じて地域住民の健康の推進を図ることにより、新たな風土の形成とコミュニティづくりをし、元気な地域づくりに取り組む。 (〒381-4302 長野市鬼無里日影4258番地1)
信州活性化サポートセンター (平成22年6月23日)	社会的に働く場が得にくく、社会体験の場が限られた者に対して職業訓練、また就労の機会を提供する事業を行うことを通じて、一人一人の多様な生き方、働き方を支援する仕組み作り、もって社会全体の利益の増進に寄与する。 (〒380-0835 長野市新田町1485番地1)
高齢者及び身障者人材バンク協会 (平成22年6月29日)	高齢者および身障者が住む地域に対して、高齢者の介護と身障者の就職支援にかかわる事業を行い、高齢者および身障者の福祉の増進に寄与する。 (〒380-0862 長野市桜枝町893番地)
長野県・タイ親善友好協会 (平成22年6月29日)	タイで生まれ日本で生活する外国人(在日タイ人)に対して、生活援助、就労・就学支援のための事業を行うとともに、長野県とタイとの国際親善を推進するための事業を行い、在日タイ人の地位の向上と福祉の増進に寄与する。 (〒380-0862 長野市桜枝町893番地)
教育ファーム・三徳夢学校 (平成22年6月28日)	福祉教育と環境教育を融合させ、地域に根ざした活動を通して、福祉団体、教育機関及び地域住民が交流し、相互に理解を深めることによって、自発的な地域づくりに貢献する。 (〒380-8544 長野市西長野6の口 信州大学教育学部鶴飼研究室)
長野サービス業サポートセンター NAGANO-ISM (平成22年8月16日)	長野県内の企業・店舗・法人等に対して、業務および人材の活性化のための講演会開催、発表会の開催、調査・診断・コンサルティングに関する事業を行い、地域全体の活性化に寄与する。 (〒381-0017 長野市大字小島727番地4)
障害者支援きらっと (平成22年8月3日)	障害児・者と高齢者、そしてその人達に係わる人達及び地域の人達に対して、スポーツ活動、余暇活動、文化活動、講習会、移動支援、就労支援等を実施し、共に生きるための人間性や思いやりの心を育む福祉環境の充実・向上に寄与する。 (〒388-8006 長野市篠ノ井御前川960番地4)



市民活動支援センターへ行ってみよう

このコーナーでは、長野県内の各地域で市民活動をサポートし、NPOやボランティアの架け橋を担っている市民活動支援センターを紹介しています。「市民活動に参加してみたい」「どんな団体があるのか知りたい」「活動の場を広げたい」一度、市民活動支援センターに立ち寄って市民活動に触れてみてください。

第2回目は、松本市市民活動サポートセンターです。

松本市市民活動サポートセンターとは

当センターは、“市民が主役”のまちづくりを進めるため、市民活動を支援・促進し、市民協働を推進するための拠りどころとして、平成17年9月22日に開設し、市が直接運営しています。具体的には、市民活動の機会と場を提供し、活動支援、団体設立支援、情報の提供・収集等を行っています。

サポートセンターの機能

- ◇活動拠点：ミーティングや自主活動、軽作業に必要な場を提供します。
- ◇交流：団体間及び市民・企業・大学・行政間の交流を促進します。
- ◇情報収集・提供：市民活動に関する様々な情報の収集と提供をします。
- ◇調査・研究：市内外の市民活動や、先進的な取り組みなどの調査・研究をします。
- ◇学習・研修：講座やセミナーを開催し、団体や人材を育成します。
- ◇広報・啓発：ホームページや情報誌などで、市民活動を広め市民の意識の啓発をします。
- ◇相談：市民活動やボランティアに関する相談・問い合わせにお答えします。



特徴ある事業

◇しみんサロン

地域や社会の諸問題を、誰でも気軽に、フリーディスカッションする場として開催している「しみんサロン」。

今年度は、「不登校・登校拒否」という大変難しいテーマについて、不登校の子を持つ親として、また教育にたずさわったり不登校に関わる活動を行ったりしている者として…。

それぞれの立場から、不登校・登校拒否に関する課題の解決策や、問題自身の考え方・捉え方を話し合っています。



◆フリースペースでの講座

◇ファシリテーター養成講座

会議やフォーラムなどで、中立的な立場から合意形成や相互理解に向けて議論を進める“ファシリテーター”。

当センターでは、以前もこの養成講座を開催し、その成果として、実際の会議で役立ったと好評を得ました。

今年は、実際にファシリテーターを派遣している会社から講師を招き、実例を踏まえながら、会議に役立つノウハウを学ぶ講座を予定しています。



◆会議室での打ち合わせ

◇市民活動フェスタ

当センターの一大イベントとして開催される“市民活動フェスタ”。今年は、初の試みとして、センター登録団体の有志からなる実行委員会によって、7月24日（土）に開催されました。団体同士の交流を目的に“みんなでつくる学校”の意味を込め、今回のテーマは「ぼくらの学校」としました。それぞれの活動を5分間の持ち時間で紹介する“プレゼン大会”や団体が各ブースで分かれて展示説明する“ポスターセッション”なども委員会のアイデアで行われ大変好評でした。また、屋外で行われた販売コーナーも賑わいを見せました。



◆市民活動フェスタ

問い合わせ先

松本市市民活動サポートセンター 〒390-0874 松本市大手3-8-13 松本市役所大手事務所2階
 TEL&FAX：0263-88-2988 HP：http://www.support-center.jp/
 【休館日】第1・3月曜日（祝日の場合はその翌日）
 【開館時間】月～土曜日9:00～21:00、日曜日・祝日9:00～17:00



『ボランティア交流センターながの』からのお知らせ

『ボランティア交流センターながの』は、会議室や打ち合わせのできるフリースペース、印刷機などを備えた、市民活動のための交流施設です。お気軽にご利用ください。

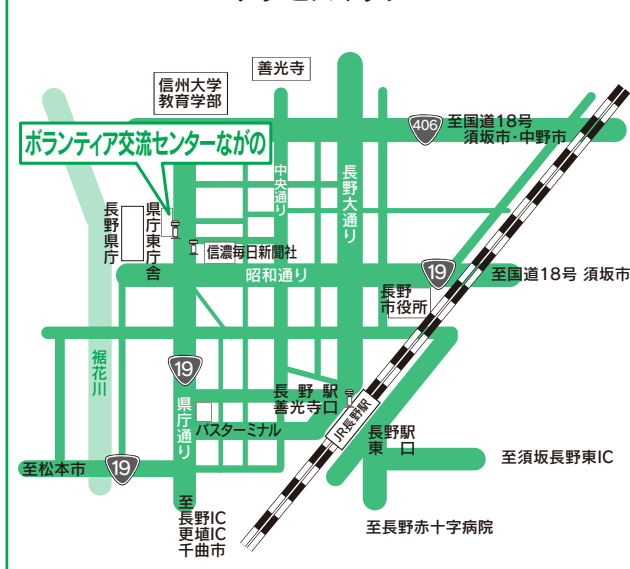
〒380-8570 長野市南長野幅下692-2 県庁東庁舎1F
 電話 026-232-2221 FAX 026-235-7258
 URL <http://15.ocn.ne.jp/~pref-npo>
 Eメール prefnpo@infoseek.jp

◆利用時間◆
 火・木 8時30分から20時45分
 月・水・金・土 8時30分から17時
 (日・祝日・年末年始はお休みです)

施設案内

- 会議室
会議や研修会の場として、無料で利用できます。定員は30名です。電話で申し込みください。3ヶ月前から予約できます。
- フリースペース 打ち合わせや情報交換などに利用できます。
- 作業コーナー
会報やチラシなどを印刷したり、資料作成等に利用できます。
- 印刷機
印刷料金は印刷枚数によって異なります。用紙は持参してください。
- コピー機 利用料金は1枚当たり10円です。
- 丁合機
利用料は無料です。ページ数の多い資料を作成する時に重宝します。
- 紙折機 利用料は無料です。
- 情報掲示板
イベント案内やボランティア募集などの情報発信の場として利用できます。
- インターネットコーナー 情報を検索するために無料で利用できます。
- 図書コーナー
NPOやボランティアに関する書籍、県内NPO法人情報一覧、全国から送られてくるNPO支援機関の情報誌などを自由に閲覧できます。
- NPO法人閲覧書類
NPO法人から提出された事業報告書等の公開文書を閲覧できます。

アクセスマップ



ブログ・メールマガジンでNPOの情報を発信しています！

○ブログ

主に県内のNPO活動を紹介していますので、チラシやメール等で情報をお寄せください。

○メールマガジン

毎週金曜日には、メールマガジンに登録した方に、1週間のブログの内容を配信しています。登録を希望される方はメールでご連絡ください。

●「ボランティア交流センターながの」の会議室をご利用ください！

総会や研修会の会場などに！

NPOの事務局の皆さん、定期総会や研修会などの会場確保は大変ではないですか？

当センター会議室は、30名まで収容可能で、月～土の昼間に加え、火・木は夜間も利用できます。就業後に会議を設定するなど、皆さんが集まりやすい時間帯を選べます。

印刷機もありますので、資料をその場で作成することもできます。(※用紙は持参してください。)

また、県庁の駐車場を利用できます。なお、駐車場によって施錠時間が異なりますのであらかじめご確認ください。

NPO法人を始め市民活動に携わる皆さん、円滑な業務運営のために、当センターの会議室をご利用ください。



県庁駐車場案内図

駐車場開錠時間：共通	8:30
施錠時間：正面玄関側	21:00
その他	18:00

